

## 議第31号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2 体育館の項中「830」を「1,240」に、「2,090」を「3,130」に改め、同表野球場（1面1時間につき）の項中「3,450」を「4,310」に、「2,090」を「2,610」に改め、同表野球場兼運動場（1面1時間につき）の項中「2,720」を「3,400」に、「1,040」を「1,300」に改め、同表備考以外の部分中

クリケットゴルフ場（1面1時間につき）	520
トレーニングルーム（1人1回につき）	310

を

クリケットゴルフ場（1面1時間につき）	520	
トレーニングルーム	1人1回につき	460
	1人1月につき	4,600

に改め、同表備考6中「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考7中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（6の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に改め、同備考8中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（6又は7の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利用料金（1時間につき）	
			ア	イ
体育館	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12,570 <sup>円</sup>	9,420 <sup>円</sup>
		入場料を徴収する場合	39,800	31,420
	その他	入場料を徴収しない場合	135,140	104,760
		入場料を徴収する場合	189,610	147,710
洋弓場（全面利用）			2,300	1,780
第1会議室及び第2会議室		体育館等と併用する場合	830	
		その他	1,570	
第3会議室及び第4会議室		体育館等と併用する場合	410	
		その他	830	

別表第3備考中1を削り，2を1とし，3を2とし，4を3とし，5を4とする。

別表第4売店，食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,040」を「1,560」に改め，同表立ち売り又は行商の項中「2,300」を「3,450」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承

認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

京都市横大路運動公園の利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。